

# 関西支部表彰内規

2012. 4. 1 制定

2016. 2. 25 改定

(総則)

第1条 情報処理学会関西支部(以下、支部という)運営規約第2条に基づく関係事業として、業績ある者の表彰は、この内規により行う。

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

1. 情報処理学会関西支部学生優秀発表賞(以下、学生優秀発表賞という)
2. その他、支部で特に認めた奨励賞など

(学生優秀発表賞)

第3条 学生優秀発表賞は、大学学部および大学院修士・博士課程の在學生、あるいは短期大学・高等専門学校・専門学校またはこれに準ずる学校の在學生を対象に、情報処理に関する学問や技術の分野において優秀な研究発表を行った者に贈呈する。

第4条 学生優秀発表賞を受ける者は、支部大会、および支部主催の研究会等で発表した者で、次の各号に該当するものから選定する。

- イ. 発表時において本学会会員であること
- ロ. 発表者として登録していた者であること
- ハ. 過去に本賞(2015年度以前の学生奨励賞を含む)を受けたことのない者であること

第5条 第4条の選定は、行事終了後速やかに行う。

第6条 学生優秀発表賞の受賞者は、原則として年度毎に5名程度とする。

第7条 学生優秀発表賞として賞状および副賞として図書カード三千円分を授与する。

(選定委員会)

第8条 該当行事ごとに学生優秀発表賞選定委員会(以下、選定委員会という)を設置する。

第9条 選定委員長は原則として支部長が当る。選定委員会の委員は、支部幹事ならびに選定委員長が推薦した者とする。

第 10 条 支部幹事会の決議により特別に賞を出すことができる。詳細については別に定める。

(選定方法)

第 11 条 学生優秀発表賞は、論文の内容と発表の両方を評価して優れたものを選定する。賞の選定には選定委員会が当たる。

(雑 則)

第 12 条 この内規に定めるもののほか、表彰内規の運用に関する必要な事項は別に定める。

第 13 条 本内規の改廃は、支部幹事会の決議により行う。

(附 則)

第 14 条 本内規は、2012 年 4 月 1 日から施行する。2000 年 5 月 17 日制定の「情報処理学会関西支部 表彰規程」は本内規の施行をもって廃止する。

2016 年 2 月 25 日の改定は、2016 年 2 月 25 日から施行する。

以上